

お知らせ

乳児ボツリヌス症について

平素は、はちみつをご愛顧いただきまして誠に有り難く御礼申し上げます。

この度、東京都福祉保健局から、都内において、はちみつの摂取が原因と推定される「乳児ボツリヌス症」による生後6カ月の乳児の死亡事例があったとの報道発表がされました。ご家族の皆様には深く哀悼の意を表します。

今回、問題となりましたボツリヌス菌は、土壌や河川、動物の腸管などの自然界に広く存在しているもので、少なからずはちみつにもボツリヌス菌の芽胞が存在するとの調査結果があります。乳児ボツリヌス症は1歳未満の乳児に特有の疾病で、経口的に摂取されたボツリヌス菌の芽胞が腸管内で発芽・増殖し、便秘、呼吸困難など発症することがあります。昭和61年に国内で初めて見つかった「乳児ボツリヌス症」を契機に、当時の厚生省により、乳児ボツリヌス症予防対策について

「1歳未満の乳児へはちみつを与えないように」の通達がなされました。

はちみつ業界団体では、この内容を注意表示として製品ラベルへの記載を行って参りました。今回の件を真摯に受け止め、更なる注意喚起の周知徹底をすべく最善の努力を行って参ります。

敬白

平成29年4月9日

一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会

東京都中央区日本橋本町4-8-17KNビル5階
電話 03-3279-0893